

# 高額療養費制度のご案内

令和6年1月

春日井整形あさひ病院 医療ソーシャルワーカー

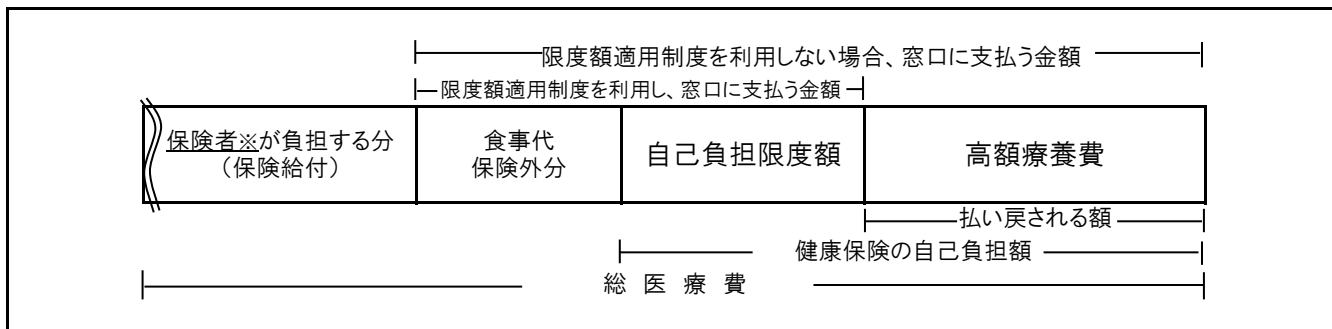
## ● 高額療養費制度 とは

1か月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。個室代。食事代・保険外・特殊薬品は対象外となります。

## ● 高額医療費限度額適用制度 について

以下の手続きによって「高額医療費限度額適用制度」が利用できます。これは病院の窓口で高額医療費を適用した自己負担限度額のみを支払っていただくことができる制度です。

「高額医療費限度額適用制度」を利用しなくても、病院に健康保険の自己負担額を支払い、後に支払った額から自己負担限度額を差し引いた額が申請により支給されますが、この場合は、多額の現金の立替えが必要となる場合があります。



※保険者：保険証発行元・保険者名(例えば、〇〇保険組合、〇〇保険協会、〇〇後期高齢者医療広域連合、〇〇市等)

**入院前に手続きしてください。**

## ○ 70歳未満の方

### 1. 自己負担限度額の計算方法

適用区分			自己負担(1か月)※1	多数該当※2
上位	区分ア	標準報酬月額83万円以上 年間所得901万円超	252,600円+(医療費10割-842,000)×1%	140,100円
	区分イ	標準報酬月額53万円以上79万円以下 年間所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費10割-558,000)×1%	93,000円
一般	区分ウ	標準報酬月額28万円以上50万円以下 年間所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費10割-267,000)×1%	44,400円
	区分エ	標準報酬月額26万円以下 年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
非課税	区分オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1 同月内に世帯内の同一の医療保険の加入者について、自己負担(70歳未満は21,000円以上)が複数あるときは合算できる。

※2 多数該当：過去12か月以内に3回以上高額医療の対象となった場合の4回目以降の金額です。(但し病院ごとの計算になります。)

### 2. 手続きの方法

①「限度額認定証」の交付を受けます。

・国民健康保険・・・市町村役場の保険課に申請

・社会保険・・・全国健康保険協会・各種健康保険組合に申請

(会社員の方は会社で申請する場合と個人で申請する場合があります。会社に確認してください。)

②「限度額認定証」を病院にご提示ください。

## ○ 70歳以上の方

### 1.自己負担限度額の計算方法

適用区分		自己負担(1か月)	多数該当※
現役並み	Ⅲ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費10割-842,000)×1%	140,100円
	Ⅱ 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円超	167,400+(医療費10割-558,000)×1%	93,000円
	Ⅰ 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100+(医療費10割-267,000)×1%	44,400円
一般	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円	44,400円
非住 課民 税税 等	Ⅱ Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	
	Ⅰ Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	15,000円	

※多数該当:過去12か月以内に3回以上高額医療の対象となった場合の4回目以降の金額です。(但し病院ごとの計算になります。)

### 2.手続きの方法

#### ◆「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」に該当する方

①「限度額適用認定証」の交付を受けます。

- ・70歳～74歳の方は医療保険の保険者への申請  
(健康保険証の保険者名の欄を参照してください。)
- ・75歳以上の方は市区町村役場の保険課に申請

②「限度額適用認定証」を病院にご提示ください。

#### ◆「住民税非課税等」に該当する方

①「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けます。

- ・70歳～74歳の方は医療保険の保険者への申請  
(健康保険証の保険者名の欄を参照してください。)
- ・75歳以上の方は市区町村役場の保険課に申請

②「限度額適用・標準負担減額認定証」を病院にご提示ください。

#### ◆「現役並みⅢ」「一般所得」の方は手続き不要です。

※詳細につきましては、1階受付または医療ソーシャルワーカーまでお気軽にご相談ください。